

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）
DC （ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 第12回社会保障審議会年金部会／
高齢期の就労と年金受給の在り方について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2019年10月18日、第12回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00014.html

【議事】

事務局から、以下のような整理が示されました。

（1）繰下げ制度の柔軟化

- ・現行制度では、公的年金の受給開始時期は、個人が60歳から70歳の間で選択。65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給）には年金額は減額（1月あたり▲0.5%、最大▲30%）、65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給）には年金額は増額（1月あたり+0.7%、最大42%）。
- ・現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げることを検討。また、繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%（最大▲24%）、繰下げ

減額率は1月あたり+0.7%（最大+8.4%）とすることを検討。

（年金財政上中立となることを基本として設定。）

- ・75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給することを検討。
- ・70歳以降に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給することを検討。
- ・70歳の受給権者の繰下げの利用率は概ね1%程度。

（2）在職定時改定の導入

- ・現行は、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定。
- ・高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を毎年定時に行うことを検討。
- ・報酬額別の在職年金受給者の分布から見る在職定時改定の効果について共有（財政影響額は、年間約800億円程度）。

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見（主なもの）】

- ・繰り下げ制度の柔軟化自体は多様な選択肢を確保するという意味で賛成。
（シンクタンク）
- ・一方で、繰下げ制度の周知に課題がある（現行1%しか繰下げを利用していない）。丁寧な説明を行い、理解が進むようにすべき。
（複数委員）
- ・繰上げ減額率（1月あたり▲0.4%）、繰下げ減額率（1月あたり+0.7%）の妥当性について、より丁寧な説明が必要。（複数委員）
- ・在職定時改定については（在職老齢年金制度の廃止と異なり）、低所得者にとっても効果があるため、前向きに検討してほしい。
（労働組合連合会）

- ・ 在職定時改定については、事務負担が増加するため、事務がしっかりと行われるかについて慎重な検討が必要。(複数委員)
- ・ 在職定時改定については、就労のインセンティブにはなるが、在職老齢年金制度廃止と同様に、年金財政に負のインパクトを与えるため、もう少し議論や説明が必要。(複数委員)

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp